

2016（平成 28）年度 「実践研究事業」 教職員実践事例集

豊かな人権教育の創造を

～部落問題を解決するための教育をすすめるために～

《 目 次 》

I. はじめに ～作成にあたって～	・・・P. 2
-------------------	---------

II. 学びのナビゲーション（若い世代へのメッセージ）

～部落問題を解決するための学習をすすめよう～	・・・P. 3
------------------------	---------

III. 実践事例をとおして

事例① 【伊賀市立成和西小学校の実践】	・・・P. 7
事例② 【桑名市立長島北部小学校の実践】	・・・P. 8
事例③ 【伊賀市立大山田小学校の実践】	・・・P. 9
事例④ 【松阪市立西中学校の実践】	・・・P. 10

IV. 部落問題を解決するための教育 Q & A

・・・P. 11

V. おわりに

・・・P. 14

I. はじめに ～作成にあたって～

1996（平成8）年5月に地域改善対策協議会（以下、「地対協」という。）から「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が意見具申されました。この中で、「同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない」とされています。本年度は、地対協意見具申から20年目となりますが、部落問題の解決に向けたこの方向性は今も変わりありません。なぜなら、今なお、部落問題にかかわる差別発言や差別的待遇、戸籍の不正取得等の事案のほか、インターネット上に差別を助長する内容の書き込みがなされたり、差別文書が配布されたりするなど、悪質な差別事象が発生しており、部落問題は解決しているとは言えない状態にあるからです。

三重県においても、2014（平成26）年2月に出された「人権問題に関する三重県民意識調査報告書」（以下、「三重県民意識調査」という。）では、同和地区出身者を対象とする結婚差別の現状について、「明らかに差別がある」「どちらかというと差別がある」と回答した割合は46.4%となっており、半数近くの県民は、結婚差別の存在を認識しています。

そうした中、2016（平成28）年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」という。）が成立しました。本法で、あらためて、現存する部落差別を解消することは国の重要な課題であることが示されました。

日本国憲法や世界人権宣言の理念に則り、差別は決して許されないものであるという認識のもと、部落差別をなくし、人権が尊重される社会を実現するための実践行動力を育む教育をすすめましょう。

Ⅱ. 学びのナビゲーション（若い世代へのメッセージ）

～部落問題を解決するための学習をすすめよう～

（１）「差別の現実から深く学ぶ」 ～同和教育の理念や成果をふまえて～

1973（昭和48）年に三重県教育委員会は、「三重県同和教育基本方針」（以下、「同和教育基本方針」という。）を策定しました。この方針は、1999（平成11）年に策定された「三重県人権教育基本方針」（以下、「人権教育基本方針」という。）の2009（平成21）年の改定の際に、人権教育基本方針と一元化され、現在に引き継がれています。

同和教育の理念やこれまでの成果については、2010（平成22）年発行の「人権教育ガイドライン」でも述べられている以下の5点を挙げるすることができます。

- **子どもをとりまく実態から教育課題をとらえてきたこと**
- **子どもの教育を受ける権利等を保障してきたこと**
- **一人ひとりが認められる仲間づくりを進めてきたこと**
- **学校・家庭・地域が一体となった推進体制を確立してきたこと**
- **教職員としての資質と実践力の向上を図ってきたこと**

また、同和教育基本方針に、すべての教育関係者は「部落差別を解消する自らの責務を自覚し、信念と情熱をもって同和教育に取り組む」と明記されていたように、教育関係者には、職責にとどまらず、自らの生き方として差別をなくす主体者となることが求められます。一人のおとなとして、出会う子どもやその家族と真摯にかかわり、築いた信頼関係のもとで、差別のない社会の実現に向けて、これらの人々に人権尊重の意識を広めていくことが大切です。

(2) 部落問題に対する理解と認識を深める学習を

部落問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国憲法で保障されている基本的人権が今なお侵害されているという重大な社会問題です。

一部の人々との交際を避けようとしたり、特定の土地を忌避したりするなど、人々の差別意識が強まり、一部の人々やその人々の生活が社会的、経済的、文化的に低位な状態に置かれていったのは、封建的身分制度が廃止された明治以降のことです。したがって、近代から現在までの社会の中で、なぜ部落差別が解消されずに温存されてきたのかを学ぶことを抜きにしては、部落問題に対する理解と認識を深めることはできません。部落問題を解決するための学習が、前近代の被差別民衆の歴史学習だけにとどまると、「部落差別は昔のこと」「今の時代の自分たちには関係ないこと」という捉えに陥ってしまうおそれもあります。

明治以降の部落問題を学習することにより、厳しい差別の中を生きぬいてきた人々のたくましがみえてきます。全国水平社の創立や水平社宣言、それに続いた三重県水平社の創立、同和対策審議会の答申やその後の特別措置としての事業などから、「人間の尊厳の回復を求めた人々の誇り」や「団結して立ち上がることの大切さ」「人権確立に向けた運動の拡がり」「差別をなくす道筋や展望」を学ぶことができると考えます。

人権学習指導資料（小学校高学年）「みんなのひろば」に、部落問題を解決するための教育についての学習展開例が掲載されています。

【部落問題を解決するための教育】として掲載されている学習展開例

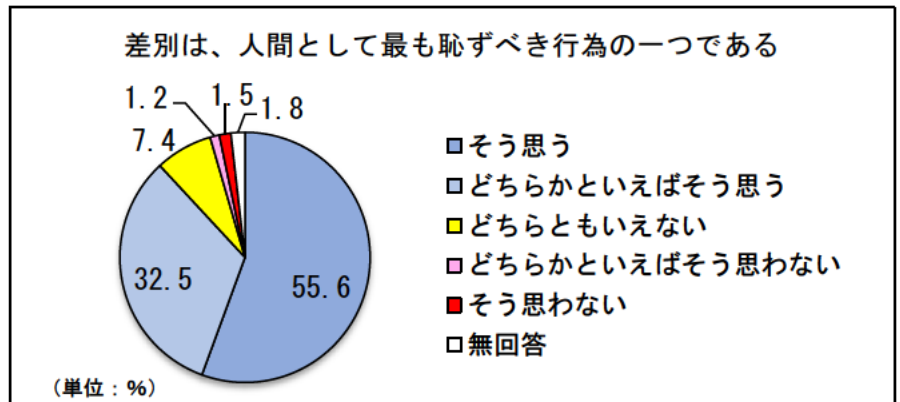
- 1 差別の中を生きぬいた人々
 - ターヘル＝アナトミア
 - 「最後の五か条」に対して
 - 「嘆願書」（お願いの手紙）の内容は？
- 2 全国水平社の創立
 - 自らの力で
 - 人の世に熱あれ、人間に光あれ
 - 水平社宣言と自分
- 3 だれもが大切にされる世の中に
 - だれもが大切にされる世の中をつくるために
 - どんな取組を知っているかな？
 - 「自分宣言」



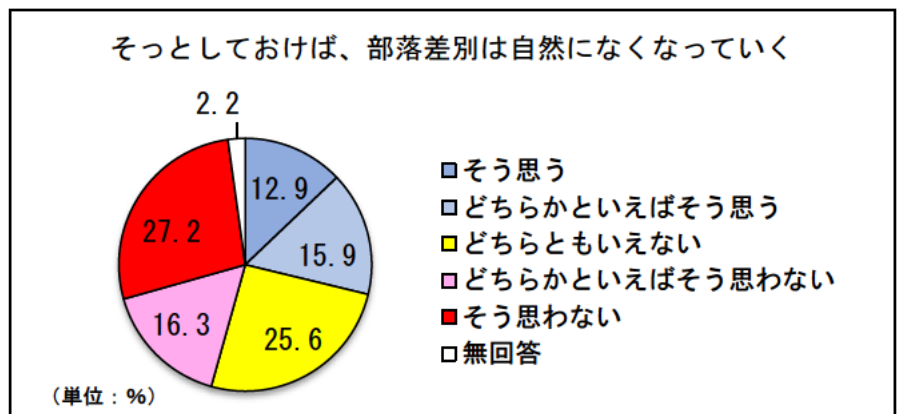
(3) 悩みや葛藤を大切にし、気付きや意欲を引き出す学習を

部落問題に限らず様々な人権問題を学習する際に大切にしなければならないのは、一人ひとりの子どもたちの人権問題に対する意見（個々のくらしの中で刷り込まれた価値観や偏見による否定的な考えである場合も考えられます。）や、学びの中で湧き起こる悩みや葛藤を率直に語ることができ、その一人ひとりの思いや考えを出し合うことです。そのためには、「この場では言いにくいことを言っても大丈夫」と子どもたちが感じるような、人権が大事にされる学級づくりと人権学習とをあわせて取り組むことが重要です。子どもたちは、自分自身のくらしや誰にも言えないと思っていた本音を語り合う中で、人権問題を学ぶ意味と自分の課題を結びつけていくことができます。そして、人権問題を解決するための主体的・協働的な深い学びを通して、子どもたちは自分自身の差別心や身の回りにある差別や偏見に気付き、その克服・解決に向けた意欲や実践行動力を身に付けていきます。

三重県民意識調査では、「差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである」と思うかという設問には、88.1%の人たちが、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答しています。



一方で、約30%の県民が、「そっとしておけば、部落差別は自然になくなっていく」という考えに対して肯定的な意見をもっています。



この2つの結果をクロス集計したところ、「そっとしておけば、部落差別は自然になくなる」と考える人たちの85.9%の人たちが、「差別は、人間として最も恥ずべき行為」だと思っていることが分かりました。

		差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである		
		「そう思う」 「どちらかといえばそう思う」	どちらともいえない	「そう思わない」 「どちらかといえばそう思わない」
そっとしておけば 部落差別は自然に なくなっていく	「そう思う」 「どちらかといえばそう思う」	85.9%	8.6%	3.7%
	「そう思わない」 「どちらかといえばそう思わない」	91.3%	5.1%	2.3%

三重県民意識調査の分析に参加された近畿大学教授の奥田均さんは、部落問題を積極的に解決しようとする教育や啓発の取組を否定し、結果的に部落差別解消に向けた意識の高まりを停滞させる、いわゆる「寝た子を起こすな」意識が、差別をなくしたいという善意によっても支持されているという点に、部落問題を解決するための教育や啓発の難しさが表れていると指摘しています。こうした難しさを生じさせている部落問題にかかわる認識の曖昧さこそ、この問題の解決を困難にしてきた重大な要因であると言えるのではないのでしょうか。

※クロス集計結果については、三重県人権教育研究協議会が発行した「講演集録 Vol.3」（月刊「みちしるべ」臨時増刊・号外 2014）の25ページに掲載されています。

部落問題を解決するための学習は、子どもたちが漠然と「差別はいけない」と思うだけに留まらず、「何がこの問題を生じさせているのか」を考えたり、「自分につながる家族や地域の人たちの意識はどうであるのか」を確かめたりしながら、「この問題と無関係ではない自分」に気付くことが大切です。そして、子どもたちが自らの課題や学級の課題と学習したこととを重ねて、それらを解決していこうと考え合う中で、差別を解消する道筋を学びとっていきような学習を展開することが大切です。

Ⅲ. 実践事例をとおして

事例① 「自分たちの居場所づくり」

伊賀市立成和西小学校のレポートより

【実践の概要】

「自分たちの居場所」をキーワードに、3年生の校区探検で作業所や市民館を訪ね、地域の人たちと出会い、その思いにふれる取組をすすめていった。「地域の人たちが安心して生活できるためには、まずは地域の人たちの思いを聞くことが大切」「みんながくらしやすいまちづくりのためには、人と人とのつながりが重要」という話を聞いた子どもたちは、「教室は自分たちの居場所になっているのか」と考えるようになっていった。

実践者の振り返り

二つの小学校が統合した初年度、学級の子どもたちには、一人ひとりの関係性が希薄で、互いがつながっていないという課題が見られた。そこで、部落問題を解決するための学習に取り組み始める際のテーマを、「ありのままの自分でいられる居場所づくり」とした。安心していられる居場所というのは、自分たちの行動によって作りだしていくものであると子どもたちが気付けるように、市民館ではたらく人たちの地域をよくしようという思いにふれる活動を計画した。聞き取りをする中で、子どもたちから「差別をなくしたい」という思いが内発的に湧き上がった。6年生で部落問題を解決するための学習に取り組むときに、3年生の学習で芽生えた「差別をなくしたい」という気持ちを、「差別をなくす主体者である」という意識にさらに高めていけるように、今後も取組をすすめていきたい。

学びの視点

小学校中学年でおこなう校区の地域探検等の学習で、地域の隣保館や教育集会所などで働く人々の「差別をなくしたい」という思いにふれることで、高学年や中学校でおこなう部落問題を解決するための学習に系統的につなげていくことができます。また、差別をなくすために活動する地域の人々の願いをもとに、自分や学級の課題の解決に向けて行動したり話し合ったりする経験は、部落問題など様々な人権問題を自分に引き寄せて考える態度や技能の基礎となります。

※レポートは、第50回三重県人権・同和教育研究会報告書集P.92～93（報告分科会：人権・部落問題学習）に掲載されています。

事例② 「思いを伝えよう」

桑名市立長島北部小学校のレポートより

【実践の概要】

部落問題を解決するための学習をすすめる中で、日常の学校生活で差別を感じたり、差別をしてしまったりしたことについて交流する活動を行った。差別と自分とのつながりをふり返ることで、子どもたちは「なりたい自分の姿」を捉えていった。学習にあたっては教師自身が自らの体験を語ることから始めた。学習を通して子どもたちは「こんな自分に変わりたい」と学級で発信するようになった。

実践者の振り返り

子どもたちが、日常生活の中にある偏見や決めつけに無関心でいることと部落問題が現在もなくなる原因との接点に気付けるように、部落問題を解決するための学習に取り組みながら「学級のふり返り」と「自分自身のふり返り」を行った。部落問題について、差別する側の気持ち、差別される側の気持ち、どちらにも属さないように見える人の気持ちに迫るために、学級の様子から具体的な場面を重ねながら質問し、話し合いを重ねていった。

差別やいじめについて、子どもたちが自らをふり返ったことを発表するためには、まず教師が子どもたちに語りかけ、「先生も私たちと同じようなことがあったんだ」と子どもたちの緊張を解く必要があると感じた。そして、学級のみんなが受け止め合う信頼感でつながり、その信頼から得られる安心感が「自分が正しいと思うことに自信をもって行動できる力」につながるということに気付かせたいと思い取り組んだ。

学びの視点

子どもたちに、部落問題を「昔のこと」「自分とは遠いところで起きている問題」と捉えさせないためには、学級の中に差別や偏見がないかをふり返ったり、差別や偏見を見逃している自分に気付いたりするなど、毎日の生活と重ねて考えることが大切です。また、子どもたちが自分をふり返るためには、教職員が差別に対する自らの認識をみつめ直し、自己変革してきた姿をみせることが重要です。

※レポートは、第 50 回三重県人権・同和教育研究大会報告書集 P.94～95（報告分科会：人権・部落問題学習）に掲載されています。

事例③ 「部落差別なんて消えてなくなれ」

伊賀市立大山田小学校のレポートより

【実践の概要】

学級の子どもたちが部落問題について正しい知識をもち、前を向いてともに歩んでいける力を付けたいと、地区学習会や人権フェスティバル等に取り組んだ。家族との話の中で、「部落差別から子どもを守りたい」という親の思いにふれ、教師自身も部落問題への認識を深めていった。そして、Aは学級の集いで部落差別への思いを語り、差別をなくす行動を共にしてほしいと訴えかけた。

実践者の振り返り

子どもの将来に不安を感じている保護者や、揺れる子どもの姿から、部落差別の深刻さを直に感じ、激しい怒りを覚えた。

「仲間が思いを伝えるのは自分を信じてくれているからだ」ということを意識して、お互いに悩みや葛藤を受け止め支え合う仲間づくりをすすめてきた。「自分の生活を見つめ、綴ること」「一人ひとりの思いを学級で共有し、学校生活だけでは見えない友だちの生活を知ること」を日常的に大事にしてきた。そして、さらに保護者と何度も話し込んだ。しかし、保護者の思いをどれだけ受け止めることができるのか、教師が子どもたちに自分のことをどれだけ語れるのかということが課題だと感じた。

学びの視点

部落問題を解決するための学習をおこなう際には、部落差別によって、様々な悩みや不安を抱えさせられている人たちや差別をなくす活動に取り組んでいる人たちの思いや願いをふまえて学習を展開していくことが大切です。そして、学級の中の課題と結びつけて考えたとき、子どもたちが、「部落問題は他の誰かの問題ではなく、自分自身の問題である」と認識し、自分たちの力でなくそうとする態度を身に付けることが必要です。そのことは、差別をなくす仲間として、子どもたち一人ひとりをつなげていくことにもなります。

※レポートは、第50回三重県人権・同和教育研究大会報告書集P.90～91（報告分科会：人権・部落問題学習）に掲載されています。

事例④ 「部落差別に学び、ふるさと福島を思う」

松阪市立西中学校のレポートより

【実践の概要】

小学生のときに震災により福島から松阪へ移住してきたAは、ふるさとである福島のことをいつも気にかけていた。中学生となり人権フォーラムに実行委員として取り組むが、「ふるさとを悪く言う（部落差別をする）人は許せない」と思う一方で、自分が福島出身であることを理由に差別されても「それは運命だから仕方がない」と捉える姿があった。3年生となり取り組んだ人権劇では、セリフの読み合わせを通して、自分の中にある差別心に気づき、差別と無関係ではない自分を自覚していった。

実践者の振り返り

校内の人権委員会での活動を中心に、地域で差別をなくす活動に取り組む人や、人権活動に参加している市内の中学生との出会いを通じて、「自分を見つめる」ことにこだわった学びを繰り返しおこなってきた。校区の人権フォーラムでは、部落問題をテーマとした人権劇に取り組み、練習を重ねる中で差別の問題を自分事として捉えていく姿が見られた。また、仲間が演じる姿を見ることで、子どもたち一人ひとりが部落問題を自分の問題として捉えることができていった。

子どもたちの学びのために、校内研修を重ね、教師一人ひとりが「自分はどうなのか」を考えた。担当者や担任が一人でがんばるのではなく、職員全員が協力することが人権学習をすすめるうえで大切なのではないかと思う。部落問題を解決するための学習は、自分の差別性や自分を肯定的に受け入れられないでいることなど、自分のことを深く見つめ、考えることから始まるのだと思う。

学びの視点

部落問題を解決するための学習は、様々な人権問題を解決しようとする実践行動力を子どもたちに培います。部落問題について学習することを通して、自分自身の差別心に気づいたり、人々の意識や社会構造などに他の人権問題との共通点を見出したりすることが、様々な人権問題の解決に向けた意欲を高め、差別をなくそうとする主体者としての自分を自覚することにつながります。

※レポートは、第50回三重県人権・同和教育研究大会報告書集P.84～85（報告分科会：人権・部落問題学習）に掲載されています。

IV. 部落問題を解決するための教育 Q & A

Q 他の人権問題を学習テーマとして取りあげて、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育むことができれば、部落問題も解決していくのではないのですか。

A

子どもたちに自他の人権を守るための実践行動力を育むためには、子どもたちに、自他の人権が尊重されている状態を感知し、それが侵害されている状態を許せないと感じるような人権感覚を育むとともに、人権侵害を予防したり人権問題を解決したりするための知識を身に付けさせる必要があります。

人権侵害を予防したり人権問題を解決したりするための知識には、自由や人の尊厳などの諸概念、日本国憲法をはじめとする国内法規および世界人権宣言などの国際的な決議や条約、人権の歴史などがあります。加えて、人権問題を解決するためには、様々な人権問題が存在しているという現状とともに、それらの人権問題が個人の問題ではなく、人権侵害を存在させている社会の問題であり、みんなの問題であるということ学習することが不可欠です。

さらに、それら個別の人権問題を具体的に解決するためには、それぞれの人権問題について、「だれの人権が侵害されているのか」「何がこの問題を生じさせているのか」といった、それぞれの問題固有の知識を学ぶ必要があります。

部落問題の実態や現状を理解していなければ、子どもたちは「どんな理由があったとしても差別はしてはいけない」「差別される人たちが傷つく差別は許せない」という思いを持てたとしても、どのような行動を取るべきか具体的なイメージを抱くことができないのではないのでしょうか。三重県民意識調査によると、部落問題にかかわる予断や偏見に満ちた噂が今なお頻繁に飛び交っていることが明らかとなっています。また、インターネット上には、部落差別を助長する悪質な情報が流布されています。部落問題を解決するためには、こうした噂や情報に対して「そういう考えもあるのか」と受け取らず、批判的に捉え、きっぱりと否定できるための具体的な実践的知識や技能が必要です。

Q 子どもたちに、部落問題をはじめとする様々な人権問題を「自分と重ねて」捉えさせるためには、どうすればよいですか。

A

子どもたちに様々な人権問題を「昔のこと」や「遠いところのこと」と捉えさせないためには、人権学習を通じて、様々な人権問題を社会の問題として学ぶとともに、子どもたち一人ひとりが自分自身の差別性と向き合うことや差別を許している社会と自分との接点を見出していくことが重要になります。

子どもたちの中には、「友だちに言いたいことが言えず悩んでいる」「孤立するのが嫌で無理矢理話を合わせている」「体の特徴のことでからかわれ、本当はすごく嫌だけど、笑ってごまかしている」「障がいのある家族のことを友だちに話すことができない」「両親がいない自分のことを、『どうせ誰も理解してくれない』と感じている」などの悩みや不安を抱えて生きている子どもたちがいます。また、人を先入観や一面的な決めつけで見えてしまっている子どもや、だれかをいじめたり排除したりしてしまった経験がある子どももいます。

「自分と重ねる」とは、自分自身を見つめ、そんな自分に気付いていくということです。そして、自らを抑圧していたり、縛っていたりする価値観や世間体から自分自身を解放することが、人権問題の解決をめざして動き出すことにつながっていくと考えます。なぜなら、人権問題の多くが、社会に存在する偏った価値観や世間体によって温存されているからです。

子どもたち一人ひとりが、自分の課題と重ねる人権学習を展開するためには、教職員が、子どもたち一人ひとりをめぐる差別の現実や生きづらさを家庭訪問や子どもとの話し込みを通してつかむ必要があります。そして、子どもたち一人ひとりの課題に即して学習教材を選定し、一人ひとりの子どもに「この学習で何をつかませたいのか」「この教材のどこに立ちどまらせたいのか」「生活のどの部分に、この教材が重なるのか」など、具体的なねらいや意図をもって学習をすすめることが大切です。そうした学習経験を通して、子どもたちは「人権問題を解決するための学習は、自分の悩みや生きづらさを解決する道筋を見出す学習だ」と捉えていきます。

Q 自分が勤務する学校区では部落差別の存在を感じないのですが、部落問題を解決するための学習をおこなう必要は特にはないのではないですか。

A

個別的な人権問題を取り上げる際に、「地域の実情に応じて」という言葉がよく使われます。これは、子どもたちに直接的にかかわる問題や地域の課題に即して、特に重点的に取り上げるべき人権問題は異なることを想定していると考えられます。しかし、このことをもって、個別的な人権問題として挙げられている「部落問題」「障がい者の人権に係わる問題」「外国人の人権に係わる問題」「子どもの人権に係わる問題」「女性の人権に係わる問題」や、その他「アイヌ民族の人権に係わる問題」などのうちのどれかを取り上げればよいということではありません。

とりわけ、部落問題は、差別を放置してきた責任を認めた国が、差別を解消するための特別な事業をおこなう法律（「同和対策事業特別措置法」）を制定し、積極的に差別実態を是正する措置を講じてきた問題であり、現在も、あらためて部落差別を解消するための法律が制定されたところです（2016年12月9日成立、12月16日施行）。

そして、部落差別を解消しようとしてきたこれまでの歴史の中には、近代日本の労働運動や民衆運動の原点である、人間の尊厳と誇りをかけて立ち上がった民衆による全国水平社の創立があります。創立大会で読み上げられた水平社宣言は、日本で初めての人権宣言とも言われています。また、戦後における民衆運動の中には、日本国憲法第26条で規定されている義務教育の無償の観点から、教科書は無償で配付すべきであると訴えた運動があります。この運動によって「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」が施行され、すべての人たちに教科書は無償で給与されるようになり、現在に至っています。このように、部落差別をなくそうとしてきた多くの人々の運動には、学習内容として取り上げる意義が大いにあります。

三重県民意識調査で、調査項目の「最近5年間で、あなたは同和問題についての次のようなことを聞いたことがありますか。そのときに、あなたはどのように思いましたか」の問いに対して、以下のような結果が公表されています。



この結果から、未だに根強く部落問題に係る偏見を増幅する差別的なうわさが流布されていることが分かります。すべての子どもたちが、このよううわさやインターネット上の書き込みに出遭う可能性があります。また、子どもたちの保護者や家族がこうした考えに対して肯定的な立場であることも考えられます。こうしたことから、部落問題にかかわる間違っとうわさや考えを否定するための正しい知識を学ぶ必要があると考えます。

V. おわりに

本事例集は、部落問題を解決するための教育をすすめるうえで大切にしたい視点や取組内容等について、県内の実践をもとにまとめたものです。

部落差別解消推進法の成立を新たな起点として、あらためて部落問題の解決に向けて教育が果たす役割について教職員一人ひとりが再確認するとともに、自らの認識を問い直す必要があります。子どもたち一人ひとりが差別をなくし、すべての人が豊かに生きる社会をつくるための実践行動力と、自らの将来を切り拓き未来を生き抜く力を身に付ける教育実践をすすめていきましょう。

部落問題を解決するための教育の実践に向けて、三重県教育委員会発行の人権学習指導資料「みんなのひろば」「気づく つながる つくりだす」や人権学習教材「わたしがやく」等の活用と併せて、本事例集を参考にいただければ幸いです。